

令和5年度三鷹市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障がい者の自立と自己実現を図ることのできる地域社会の実現に向けて、障がい者の経済的基盤となる就労を支援するため、三鷹市（以下「市」という。）が令和5年度に行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、障がい者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、市の全ての組織が発注する物品等の調達とする。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の施設のうち、物品等の調達可能な施設等とする。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）
- (4) 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
- (5) 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (6) 在宅就業障害者
- (7) 在宅就業支援団体

4 調達する物品等

市が契約により調達する物品等のうち、食品類、日用品、印刷及び施設管理等、その他障がい者就労施設等が受注可能な物品等を対象とする。

5 物品等の調達の目標

市は、予算の適正な使用、契約における経済性、公平性及び競争性に留意しつつ、本方針の目的に沿って、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に努め、前年度実績額以上とすることを目標とする。

なお、調達に当たっては、障がい者就労施設等が供給できる物品等の特性を考慮した

上で年間の契約予定案件から調達可能案件を掘り起こすなど、過年度調達実績も踏まえ、各部（局）において調達件数及び調達額の増加に努めるものとする。

6 物品等の調達の推進方法等

- (1) 市内の障がい者就労施設等から提供可能な物品等について情報を収集し、市の全ての組織に対し情報提供を行う。
- (2) 市の全ての組織は、物品等の調達において、障がい者就労支援施設等からの調達の可能性について検討するよう努める。
- (3) 物品等の調達にあたっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、障がい者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間や発注方法を考慮するよう努める。
- (4) 障がい者就労施設等からの物品等の調達においては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項の規定による随意契約の積極的な活用を図る。
- (5) 市は、障がい者就労支援施設等がその供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取り組みの支援に努める。
- (6) 市が行う調達に加え、公共施設や市内で実施するイベント等で物品販売の場を確保するなど、市民等への P R の推進及び販売機会の確保に努める。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を策定又は見直しをしたときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、会計年度の終了後、概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

8 その他

- (1) この方針に関する担当窓口は、健康福祉部障がい者支援課とする。
- (2) この方針は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。